○経済産業省告示第二百二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

(一)　国内登録検査機関の名称　一般財団法人　日本品質保証機構

(二)　変更前の事業所の名称及び所在地　一般財団法人　日本品質保証機構　安全電磁センター　東京都世田谷区砧一丁目21番25号

(三)　変更後の事業所の名称及び所在地　一般財団法人　日本品質保証機構　安全電磁センター　東京都八王子市南大沢四丁目4番地4

(四)　変更年月日　平成二十七年九月二十四日

○経済産業省告示第二百三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

(一)　国内登録検査機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構

(二)　変更前の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター　東京都世田谷区砧一丁目21番25号

(三)　変更後の事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター　東京都八王子市南大沢四丁目4番地4

(四)　変更年月日　平成二十七年九月二十四日

○経済産業省告示第二百四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百六条第二項の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機構から指定検定機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百五十九条第一項第八号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

一　所在地を変更する事業所の名称及び変更後の所在地　計量計測センター　東京都八王子市南大沢四丁目四番地四

二　変更の年月日　平成二十七年九月二十四日

○経済産業省告示第二百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十二条において準用する同法第百六条第二項の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機関から指定校正機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百五十九条第一項第八号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

一　所在地を変更する事業所の名称及び変更後の所在地　計量計測センター　東京都八王子市南大沢四丁目四番地四

二　変更の年月日　平成二十七年九月二十四日

○国土交通省告示第千九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十八第四号の規定に基づき、登録特定建築基準適合判定資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

登録特定建築基準適合判定資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

登録特定建築基準適合判定資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下覧に掲げる内容を含むものとすること。

科目	内容
木造の建築物の構造計算に係る審査方法	木造の建築物の構造計算及びその審査方法についての知識に関する事項
鉄骨造の建築物の構造計算に係る審査方法	鉄骨造の建築物の構造計算及びその審査方法についての知識に関する事項
鉄筋コンクリート造の建築物の構造計算に係る審査方法	鉄筋コンクリート造の建築物の構造計算及びその審査方法についての知識に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年九月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

(一)　代表者の氏名の変更

変更前	Richard Sadler
変更後	Alastair Marsh

(二)　変更年月日　平成二十七年十月一日

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年九月二十四日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。